

平成27年 8月24日

事業者各位

置戸町役場 総務課長

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続について

平成27年6月25日に、「建築士法の一部を改正する法律」（平成26年法律第92号）が施行され、改正後の建築士法第22条の3の3により、建築設計業務委託契約又は建築工事監理業務委託契約の締結に際して、書面に記載し、当事者が署名又は押印して相互に交付しなければならない事項が追加されました。

つきましては、本町発注業務委託でも、書類の提出が必要となりますので、お知らせします。

1 改正内容

(1) 提出対象者

建築設計業務又は建築工事監理業務を請け負うすべての者

(2) 提出書類（様式）

別紙「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」

(3) 提出方法

①落札決定後、書類を作成し、総務課へ提出する。

2 実施時期

平成27年8月24日以降に契約する案件から実施します。